

武蔵野 税務署長
年 月 日 提出

相続税の申告書

修正

相続開始年月日 令和 6 年 3 月 28 日

○フリガナは、必ず記入してください。

各 人 の 合 計		財 産 を 取 得 し た 人		参考として記載している場合
フリガナ (被相続人) キチジョウジ イチロウ		キチジョウジ ヨシコ		参考
氏 名 吉祥寺 一郎		吉祥寺 良子		
個人番号又は法人番号		※控用には個人番号の記入は不要です		
生 年 月 日 昭和 27 年 5 月 17 日 (年齢 71 歳)		昭和 29 年 12 月 7 日 (年齢 69 歳)		
住 所 (電 話 番 号) 東京都武蔵野市〇〇町1-2-3		〒180-0000 東京都武蔵野市〇〇町1-2-3 (0422 - 24 - 7752)		
被相続人との続柄	職 業	妻		
取 得 原 因 該当する取得原因を○で囲みます。		相続 遺贈・相続時精算課税に係る贈与		
※ 整 理 番 号				
課税価格の計算	取得財産の価額 (第11表2③)	①	円	円
	相続時精算課税適用財産の価額 (第11の2表1⑧)	②		
	債務及び葬式費用の金額 (第13表3⑦)	③		
	純資産価額(①+②-③) (赤字のときは0)	④		
	純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額 (第14表1④)	⑤		
	課税価格(④+⑤) (1,000円未満切捨て)	⑥	円	円
各人の算出税額の計算	法定相続人の数 遺産に係る基礎控除額	⑦	円	円
	相 続 税 の 総 額	⑧		
	一般の場合 (⑩の場合を除く)	⑨	円	円
	あん分割合 (各人の⑥) (A)	⑩		
	算出税額 (⑦×各人の⑩)	⑪	円	円
	農地等納税猶予の適用を受ける場合 (第3表)	⑫		
各人の納付・還付税額の計算	相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額 (第4表⑥)	⑬	円	円
	暦年課税分の贈与税額控除額 (第4表の2⑤)	⑭		
	配偶者の税額軽減額 (第5表①又は②)	⑮		
	⑭・⑮以外の税額控除額 (第8の8表1⑤)	⑯		
	計	⑰		
	差引 (⑨+⑰-⑬)又は(⑮+⑰-⑬) (赤字のときは0)	⑱		
	相続時精算課税分の贈与税額控除額 (第11の2表1⑨)	⑲		
	医療法人持分税額控除額 (第8の4表2B)	⑳		
	小 計 (⑱-⑲-⑳)	㉑		
	納税猶予税額 (第8の8表2⑧)	㉒		
	申告納税額 (⑱-㉑)	㉓		
申告期限までに納付すべき税額	㉔			
還付される税額	㉕			
この申告書が修正申告書である場合	この修正前の	㉖		
	小 計 (㉓-㉕)	㉗		
	この申告により納付すべき税額又は還付される税額 (還付の場合は、頭に△を記載) (㉓又は㉕)	㉘		
		㉙		

第1表(令和6年1月分以降用) (注) ⑭欄の金額が赤字となる場合は、⑭欄の左端に△を付してください。なお、この場合で、⑭欄の金額のうちに贈与税の外国税額控除額(第11の2表1⑩)があるときの⑭欄の金額については、「相続税の申告のしかた」を参照してください。

← この申告書で提出しない人である場合(参考として記載している場合)は、参考を○で囲んでください(その人の分は申告書とは取り扱いません)。

作成税理士の事務所所在地・署名・電話番号
東京都武蔵野市吉祥寺南町2-8-7 吉祥寺ガイビル3F
0422-24-7013 税理士法人アンサーズ会計事務所
楠 壽大

税理士法書面提出
30条 33条の2
☒ ☐

この申告が修正申告である場合の異動の内容等

修正

フリガナは、必ず記入してください。		財産を取得した人		財産を取得した人			
フリガナ キチジョウジ タロウ		参考として記載している場合		イノカシラ アイコ			
氏名 吉祥寺 太郎		参考		井の頭 愛子			
個人番号又は法人番号		※控用には個人番号の記入は不要です		※控用には個人番号の記入は不要です			
生年月日 昭和 57 年 2 月 8 日 (年齢 42 歳)				昭和 58 年 10 月 11 日 (年齢 40 歳)			
住所 〒181-0000 東京都三鷹市△△町4-5-6				〒101-0000 東京都新宿区新宿1-2-3-1234			
(電話番号)		()		()			
被相続人との続柄 職 業		長男		長女			
取得原因		相統・遺贈・相統時精算課税に係る贈与		相統・遺贈・相統時精算課税に係る贈与			
※整理番号							
課税価格の計算	取得財産の価額(第11表2③)	①	3 2 5 0 0 0 0 0	円	1 0 0 0 0 0 0 0	円	
	相統時精算課税適用財産の価額(第11の2表1⑧)	②					
	債務及び葬式費用の金額(第13表3⑦)	③					
	純資産価額(①+②-③)(赤字のときは0)	④	3 2 5 0 0 0 0 0		1 0 0 0 0 0 0 0		
	純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額(第14表1④)	⑤					
	課税価格(④+⑤)(1,000円未満切捨て)	⑥	3 2 5 0 0 0 0 0		1 0 0 0 0 0 0 0		
各人の算出税額の計算	法定相続人の数						
	遺産に係る基礎控除額						
	相統税の総額	⑦					
	一般の場合(⑩の場合を除く)	⑧	0 . 4 3 8 8 9 2 6 4 0 1	円	0 . 1 3 5 0 4 3 8 8 9 3	円	
	あん分割合(各人の⑤)×算出税額(各人の⑧)	⑨		1 2 0 9 6 3 2		3 7 2 1 9 4	
	農地等納税用の場合(第3表)	⑩					
各人の納付・還付税額の計算	相統税額の2割加算が行われる場合の加算金額(第4表6)	⑪					
	暦年課税分の税額(第4表の2⑤)	⑫					
	配偶者の税額軽減額(第5表①又は②)	⑬					
	⑫・⑬以外の税額控除額(第8の8表1⑤)	⑭					
	計	⑮					
	差引(⑨+⑪-⑬)又は(⑫+⑭-⑮)(赤字のときは0)	⑯		1 2 0 9 6 3 2		3 7 2 1 9 4	
	相統時精算課税分の贈与税額控除額(第11の2表1⑨)	⑰			0 0		0 0
	医療法人持分税額控除額(第8の4表2B)	⑱					
	小計(⑯-⑰-⑱)(黒字のときは100円未満切捨て)	⑲		1 2 0 9 6 0 0		3 7 2 1 0 0	
	納税猶予税額(第8の8表2⑧)	⑳			0 0		0 0
	申告納税額(⑲-㉑)	㉑		1 2 0 9 6 0 0		3 7 2 1 0 0	
	申告期限までに納付すべき税額	㉒	△			△	
	還付される税額	㉓					
	この申告書が修正申告である場合	この修正前の小計	㉔				
納税猶予税額		㉕			0 0		0 0
申告納税額(還付の場合は、頭に△を記載)		㉖					
小計の増加額(⑲-㉖)		㉗					
この申告により納付すべき税額又は還付される税額(還付の場合は、頭に△を記載)((㉑)又は㉒)-㉓)							

⑬欄の金額が赤字となる場合は、⑬欄の左端に△を付してください。なお、この場合で、⑬欄の金額のうちに贈与税の外国税額控除額（第11の2表1⑩）があるときの⑭欄の金額については、「相続税の申告のしかた」を参照してください。
【参考】を○で囲んでください（その人の分は申告書とは取り扱いません。）。

相続税の総額の計算書

被相続人

吉祥寺 一郎

第2表
(令和5年1月分以降用)

この表は、第1表及び第3表の「相続税の総額」の計算のために使用します。
なお、被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいない場合は、この表の⑥欄及び⑦欄並びに⑨欄から⑪欄までは記入する必要がありません。

① 課税価格の合計額		② 遺産に係る基礎控除額		③ 課税遺産総額	
① (第1表) ⑥(A)	74,050,000 円	② 3,000 万円 + (600 万円 × ⑦ 3 人) = 4,800 万円		③ ⑦ - ② (⑦ - ②)	26,050,000 円
⑤ (第3表) ⑥(A)		④の人数及び⑦の金額を第1表⑥へ転記します。		④ (⑤ - ③)	
④ 法定相続人 (注)1参照)		⑤ 左の法定相続人に 応じた法定相続分		第1表の「相続税の総額⑦」の計算	
氏名	被相続人との続柄	⑥ 法定相続分に 応ずる取得金額 (③ × ⑤) (1,000円未満切捨て)	⑦ 相続税の総額の 基となる税額 (下の「速算表」 で計算します。)	⑨ 法定相続分に 応ずる取得金額 (③ × ⑤) (1,000円未満切捨て)	⑩ 相続税の総額の 基となる税額 (下の「速算表」 で計算します。)
吉祥寺 良子	妻	1/2	13,025,000 円	1,453,750 円	
吉祥寺 太郎	長男	1/4	6,512,000	651,200	
井の頭 愛子	長女	1/4	6,512,000	651,200	
法定相続人の数	④ 3 人	合計 1	⑧ 相続税の総額 (⑦の合計額) (100円未満切捨て)	2,756,100	⑪ 相続税の総額 (⑩の合計額) (100円未満切捨て)

(注) 1 ④欄の記入に当たっては、被相続人に養子がある場合や相続の放棄があった場合には、「相続税の申告のしかた」をご覧ください。
2 ⑧欄の金額を第1表⑦欄へ転記します。財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合は、⑧欄の金額を第1表⑦欄へ転記するとともに、⑪欄の金額を第3表⑦欄へ転記します。

相続税の速算表

法定相続分に 応ずる取得金額	10,000千円 以下	30,000千円 以下	50,000千円 以下	100,000千円 以下	200,000千円 以下	300,000千円 以下	600,000千円 以下	600,000千円 超
税 率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控 除 額	—	500千円	2,000千円	7,000千円	17,000千円	27,000千円	42,000千円	72,000千円

この速算表の使用方法は、次のとおりです。
⑥欄の金額×税率－控除額＝⑦欄の税額 ⑨欄の金額×税率－控除額＝⑩欄の税額
例えば、⑥欄の金額30,000千円に対する税額（⑦欄）は、30,000千円×15%－500千円＝4,000千円です。

○連帯納付義務について
相続税の納税については、各相続人等が相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与により受けた利益の価額を限度として、お互いに連帯して納付しなければならない義務があります。

配偶者の税額軽減額の計算書

被相続人

吉祥寺 一郎

私は、相続税法第19条の2第1項の規定による配偶者の税額軽減の適用を受けます。

1 一般の場合 (この表は、①被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいない場合又は②配偶者が農業相続人である場合に記入します。)

課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額		(第1表の④の金額) [配偶者の法定相続分] $74,050,000 \text{ 円} \times \frac{1}{2} = 37,025,000 \text{ 円}$ 上記の金額が16,000万円に満たない場合には、16,000万円				④※ 160,000,000 円
配偶者の税額軽減額を計算する場合の課税価格	① 分割財産の価額 (第11表2の配偶者の①の金額)	分割財産の価額から控除する債務及び葬式費用の金額		⑤ 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額 (第1表の配偶者の⑤の金額)	⑥ (①－④＋⑤)の金額 (⑤の金額より小さいときは⑤の金額) (1,000円未満切捨て)	
	② 債務及び葬式費用の金額 (第1表の配偶者の③の金額)	③ 未分割財産の価額 (第11表2の配偶者の②の金額)	④ (②－③)の金額 (③の金額が②の金額より大きいときは0)		※	
	34,000,000 円	2,450,000 円	0 円	2,450,000 円		31,550,000 円
⑦ 相続税の総額 (第1表の⑦の金額)		⑧ ⑦の金額と⑥の金額のうちいずれか少ない方の金額		⑨ 課税価格の合計額 (第1表の④の金額)		⑩ 配偶者の税額軽減の基となる金額 (⑦×⑧÷⑨)
2,756,100 円		31,550,000 円		74,050,000 円		1,174,273 円
配偶者の税額軽減の限度額		(第1表の配偶者の⑨又は⑩の金額) (第1表の配偶者の⑫の金額) (1,174,274 円－ 円)				⑪ 1,174,274 円
配偶者の税額軽減額		(⑩の金額と⑪の金額のうちいずれか少ない方の金額)				⑫ 1,174,273 円

(注) ⑫の金額を第1表の配偶者の「配偶者の税額軽減額⑬」欄に転記します。

2 配偶者以外の方が農業相続人である場合 (この表は、被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合で、かつ、その農業相続人が配偶者以外の場合に記入します。)

課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額		(第3表の④の金額) [配偶者の法定相続分] $\text{円} \times \text{ } = \text{円}$ 上記の金額が16,000万円に満たない場合には、16,000万円				④※
配偶者の税額軽減額を計算する場合の課税価格	⑪ 分割財産の価額 (第11表2の配偶者の①の金額)	分割財産の価額から控除する債務及び葬式費用の金額		⑮ 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額 (第1表の配偶者の⑤の金額)	⑯ (⑪－⑭＋⑮)の金額 (⑮の金額より小さいときは⑮の金額) (1,000円未満切捨て)	
	⑫ 債務及び葬式費用の金額 (第1表の配偶者の③の金額)	⑬ 未分割財産の価額 (第11表2の配偶者の②の金額)	⑭ (⑫－⑬)の金額 (⑬の金額が⑫の金額より大きいときは0)		※	
	円	円	円	円		円
⑰ 相続税の総額 (第3表の⑦の金額)		⑱ ⑰の金額と⑯の金額のうちいずれか少ない方の金額		⑲ 課税価格の合計額 (第3表の④の金額)		⑳ 配偶者の税額軽減の基となる金額 (⑰×⑱÷⑲)
配偶者の税額軽減の限度額		(第1表の配偶者の⑩の金額) (第1表の配偶者の⑫の金額) (円－ 円)				㉑
配偶者の税額軽減額		(㉑の金額と㉒の金額のうちいずれか少ない方の金額)				㉒

(注) ㉒の金額を第1表の配偶者の「配偶者の税額軽減額⑬」欄に転記します。

※ 相続税法第19条の2第5項(隠蔽又は仮装があつた場合の配偶者の相続税額の軽減の不適用)の規定の適用があるときには、「課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額」の(第1表の④の金額)、⑥、⑦、⑨、「課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額」の(第3表の④の金額)、⑯、⑰及び⑲の各欄は、第5表の付表で計算した金額を転記します。

生命保険金などの明細書

被相続人

吉祥寺 一郎

第9表
(令和6年1月分以降用)

1 相続や遺贈によって取得したものとみなされる保険金など

この表は、相続人やその他の人が被相続人から相続や遺贈によって取得したものとみなされる生命保険金、損害保険契約の死亡保険金及び特定の生命共済金などを受け取った場合に、その受取金額などを記入します。

保険会社等の所在地	保険会社等の名称	受取年月日	受取金額	受取人の氏名
東京都三鷹市三鷹1丁目1番1号	三鷹生命保険株式会社	6・10・30	5,000,000 ^円	吉祥寺 良子
		・ ・		
		・ ・		
		・ ・		
		・ ・		

- (注) 1 相続人(相続の放棄をした人を除きます。以下同じです。)が受け取った保険金などのうち一定の金額は非課税となりますので、その人は、次の2の該当欄に非課税となる金額と課税される金額とを記入します。
 2 相続人以外の人が受け取った保険金などについては、非課税となる金額はありませんので、その人は、その受け取った金額そのままを第11表の付表4の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。
 3 相続時精算課税適用財産は含まれません。

2 課税される金額の計算

この表は、被相続人の死亡によって相続人が生命保険金などを受け取った場合に、記入します。

保険金の非課税限度額	〔第2表の④の 法定相続人の数〕 (500 万円 × 3 人)により計算した金額を右の④に記入します。)		④ ^円
			15,000,000
保険金などを 受け取った 相続人の氏名	① 受け取った 保険金など の金額	② 非課税金額 〔 ④ × $\frac{\text{各人の①}}{\text{⑥}}$ 〕	③ 課税金額 (①－②)
吉祥寺 良子	5,000,000 ^円	5,000,000 ^円	0 ^円
合 計	⑥ 5,000,000	5,000,000	0

- (注) 1 ⑥の金額が④の金額より少ないときは、各相続人の①欄の金額がそのまま②欄の非課税金額となりますので、③欄の課税金額は0となります。
 2 ③欄の金額を第11表の付表4の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。

相続税がかかる財産の合計表

(相続時精算課税適用財産を除きます。)

被相続人の氏名

吉祥寺 一郎

この表は、遺産の分割状況及び各人の取得財産の価額の合計額等を記入します。

なお、相続税がかかる財産(相続時精算課税適用財産を除きます。以下同じです。)の明細については、財産の種類に応じて第11表の付表1から付表4に記入してください。

(注) 財産を取得した人が10名を超える場合には、この合計表を追加して記入してください。

1 遺産の分割状況及び財産取得者の一覧

遺産の分割状況及び相続税がかかる財産を取得した人全ての氏名を記入します。

遺産の分割状況		分割の日	全部分割				一部分割			
			元号	年	月	日	元号	年	月	日
1:全部分割	1		令和	6	7	25				
2:一部分割										
3:全部未分割										

財産取得者の一覧

項番	財産を取得した人の氏名	項番	財産を取得した人の氏名
1	吉祥寺 良子		
2	吉祥寺 太郎		
3	井の頭 愛子		

(注) 1 「遺産の分割状況」欄は、遺産の分割状況に応じた番号を記入します。

2 「分割の日」欄は、遺産の全部又は一部について分割がされている場合には、その分割の日を記入します。

2 取得財産の価額の合計表

財産を取得した人の番号	① 分割財産の価額 (円)	② 未分割財産の価額 (円)	③ 取得財産の価額 (円) (①+②)
1	34,000,000	0	34,000,000
2	32,500,000	0	32,500,000
3	10,000,000	0	10,000,000

(注) 1 「財産を取得した人の番号」欄は、上記1の「項番」欄に記入した番号を記入します。

2 「①分割財産の価額」欄は、第11表の付表1から付表4の「分割が確定した財産」の「取得財産の価額」欄に記入した価額について、財産を取得した人ごとに合計した金額を記入します。

3 「②未分割財産の価額」欄は、第11表の付表1から付表4の「財産の明細」に記入した財産のうち、未分割である財産の価額の合計額を各相続人が相続分(寄与分を除きます。)に応じて取得するとした場合に計算される金額を記入します。

4 「③取得財産の価額」欄の金額を第1表のその人の「取得財産の価額①」欄に転記します。

相続税がかかる財産の明細書
(土地・家屋等用)

被相続人の氏名

吉祥寺 一郎

この明細書は、相続税がかかる財産（相続時精算課税適用財産を除きます。）のうち、土地（土地の上に存する権利を含みます。）又は家屋等の明細を記入します。

財 産 の 明 細										分割が確定した財産	
項番	細目			所在場所 上段：(左)都道府県、(右)市区町村 中段：大字・丁目 下段：地番又は家屋番号		面積（㎡）	単価（円）又は倍数			財産を 取得し た人の 番 号	取得財産の価額 （円）
	利用区分		国外			固定資産税 評価額（円）	持分割合				
	特例	備考		価額（円）							
1	宅地			東京都	武蔵野市	250				1	20,000,000
	自用地			〇〇町			1	/	1		
	1			1-2-3		20,000,000					
2	宅地			東京	三鷹市	75	300,000			2	22,500,000
				三鷹市△△町				/			
				4-5-6		22,500,000					
3	家屋等			東京都	武蔵野市	140				1	4,000,000
	自用家屋			〇〇町		4,000,000	1	/	1		
				1-2-3		4,000,000					
								/			
								/			
								/			
								/			
								/			

第11表の付表1（令和6年1月分以降用）

相続税がかかる財産の明細書

(現金・預貯金等用)

被相続人の氏名

吉祥寺 一郎

この明細書は、相続税がかかる財産（相続時精算課税適用財産を除きます。）のうち、現金又は預貯金等の明細を記入します。

財 産 の 明 細					分割が確定した財産		
項番	口座種別等		所在場所等 上段：金融機関等の名称 中段：支店等の名称 下段：その他（所在地等）	数量	単価（円）	財産を 取得し た人の 番 号	取得財産の価額 （円）
	口座番号	国外		価額（円）			
	備考						
1	普通預金		西荻窪銀行			1	4,000,000
	1234567		吉祥寺支店			2	4,000,000
				12,000,000		3	4,000,000
2	普通預金		阿佐ヶ谷銀行			1	5,900,000
	9876123		吉祥寺支店			2	5,900,000
				17,700,000		3	5,900,000
3	手許現金					1	100,000
						2	100,000
				300,000		3	100,000

第11表の付表3（令和6年1月分以降用）

小規模宅地等についての課税価格の計算明細書

		被 相 続 人		吉祥寺 一郎														
この表は、小規模宅地等の特例（租税特別措置法第69条の4第1項）の適用を受ける場合に記入します。 なお、被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により取得した財産のうちに、「特定計画山林の特例」の対象となり得る財産又は「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の対象となり得る宅地等その他一定の財産がある場合には、第11・11の2表の付表2を、「特定事業用資産の特例」の対象となり得る財産がある場合には、第11・11の2表の付表2の2を作成します（第11・11の2表の付表2又は付表2の2を作成する場合には、この表の「1 特例の適用にあたっての同意」欄の記入を要しません。）。 （注）この表の1又は2の各欄に記入しきれない場合には、第11・11の2表の付表1（続）を使用します。																		
1 特例の適用にあたっての同意 この欄は、小規模宅地等の特例の対象となり得る宅地等を取得した全ての人が次の内容に同意する場合に、その宅地等を取得した全ての人の氏名を記入します。 私（私たち）は、「2 小規模宅地等の明細」の①欄の取得者が、小規模宅地等の特例の適用を受けるものとして選択した宅地等又はその一部（「2 小規模宅地等の明細」の⑤欄で選択した宅地等）の全てが限度面積要件を満たすものであることを確認の上、その取得者が小規模宅地等の特例の適用を受けることに同意します。																		
氏 名		吉祥寺 良子																
（注） 小規模宅地等の特例の対象となり得る宅地等を取得した全ての人の同意がなければ、この特例の適用を受けることはできません。																		
2 小規模宅地等の明細 この欄は、小規模宅地等の特例の対象となり得る宅地等を取得した人のうち、その特例の適用を受ける人が選択した小規模宅地等の明細等を記載し、相続税の課税価格に算入する価額を計算します。 「小規模宅地等の種類」欄は、選択した小規模宅地等の種類に応じて次の1～4の番号を記入します。 小規模宅地等の種類：① 特定居住用宅地等、② 特定事業用宅地等、③ 特定同族会社事業用宅地等、④ 貸付事業用宅地等																		
選 択 し た 小 規 模 宅 地 等	小規模宅地等の種類 1～4の番号を記入します。	① 特例の適用を受ける取得者の氏名〔事業内容〕	⑤ ③のうち小規模宅地等（「限度面積要件」を満たす宅地等）の面積															
		② 所在地番	⑥ ④のうち小規模宅地等（④× $\frac{⑤}{③}$ ）の価額															
		③ 取得者の持分に応ずる宅地等の面積	⑦ 課税価格の計算に当たって減額される金額（⑥×⑨）															
		④ 取得者の持分に応ずる宅地等の価額	⑧ 課税価格に算入する価額（④－⑦）															
	①	① 吉祥寺 良子 []	⑤	2	5	0	.										m ²	
		② 武蔵野市〇〇町1-2-3	⑥				1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	円
		③				2	5	0	.									m ²
		④				1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	円
		① []	⑤				.											m ²
		②	⑥															円
		③																m ²
		④																円
		① []	⑤				.											m ²
		②	⑥															円
		③																m ²
		④																円

（注）1 ①欄の「[]」は、選択した小規模宅地等が被相続人等の事業用宅地等（②、③又は④）である場合に、相続開始の直前にその宅地等の上で行われていた被相続人等の事業について、例えば、飲食サービス業、法律事務所、貸家などのように具体的に記入します。

2 小規模宅地等を選択する一の宅地等が共有である場合又は一の宅地等が貸家建付地である場合において、その評価額の計算上「賃貸割合」が1でないときには、第11・11の2表の付表1（別表1）を作成します。

3 小規模宅地等を選択する宅地等が、配偶者居住権に基づく敷地利用権又は配偶者居住権の目的となっている建物の敷地の用に供される宅地等である場合には、第11・11の2表の付表1（別表1の2）を作成します。

4 ⑧欄の金額を第11表の付表1の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。

○ 「限度面積要件」の判定					
上記「2 小規模宅地等の明細」の⑤欄で選択した宅地等の全てが限度面積要件を満たすものであることを、この表の各欄を記入することにより判定します。					
小規模宅地等の区分		被相続人等の居住用宅地等		被相続人等の事業用宅地等	
小規模宅地等の種類		① 特定居住用宅地等		② 特定事業用宅地等	
⑨ 減 額 割 合		$\frac{80}{100}$		$\frac{80}{100}$	
⑩ ⑤の小規模宅地等の面積の合計		250 m ²		m ²	
⑪ 限度面積	小規模宅地等のうちに④貸付事業用宅地等がない場合	〔①の⑩の面積〕 250 m ² ≤ 330 m ²		〔②の⑩及び③の⑩の面積の合計〕 m ² ≤ 400 m ²	
	小規模宅地等のうちに④貸付事業用宅地等がある場合	〔①の⑩の面積〕 m ² × $\frac{200}{330}$ + 〔②の⑩及び③の⑩の面積の合計〕 m ² × $\frac{200}{400}$ + 〔④の⑩の面積〕 m ² ≤ 200 m ²			
（注） 限度面積は、小規模宅地等の種類（「④貸付事業用宅地等」の選択の有無）に応じて、⑪欄（イ又はロ）により判定を行います。「限度面積要件」を満たす場合に限り、この特例の適用を受けることができます。					

第11・11の2表の付表1（令和6年1月分以降用）

債務及び葬式費用の明細書

被相続人

吉祥寺 一郎

1 債務の明細

(この表は、被相続人の債務について、その明細と負担する人の氏名及び金額を記入します。
なお、特別寄与者に対し相続人が支払う特別寄与料についても、これに準じて記入します。)

債 務 の 明 細					負担することが確定した債務		
種 類	細 目	債 権 者		発 生 年 月 日	金 額	負 担 する 人 の 氏 名	負 担 する 金 額
		氏名又は名称	住所又は所在地	弁 済 期 限			
未払金	明細別紙			・ ・	円 500,000	吉祥寺 良子	円 500,000
				・ ・			
				・ ・			
				・ ・			
				・ ・			
				・ ・			
				・ ・			
				・ ・			
				・ ・			
				・ ・			
				・ ・			
				・ ・			
合 計					500,000		

2 葬式費用の明細

(この表は、被相続人の葬式に要した費用について、その明細と負担する人の氏名及び金額を記入します。)

葬式費用の明細				負担することが確定した葬式費用	
支払先		支払年月日	金額	負担する人の氏名	負担する金額
氏名又は名称	住所又は所在地				
明細別紙		・ ・	円 1,950,000	吉祥寺 良子	円 1,950,000
		・ ・			
		・ ・			
		・ ・			
		・ ・			
		・ ・			
合 計			1,950,000		

3 債務及び葬式費用の合計額

債務などを承継した人の氏名		(各人の合計)	吉祥寺 良子			
債務	負担することが確定した債務 ①	円 500,000	円 500,000	円	円	円
	負担することが確定していない債務 ②					
	計 (①+②) ③	500,000	500,000			
葬式費用	負担することが確定した葬式費用 ④	1,950,000	1,950,000			
	負担することが確定していない葬式費用 ⑤					
	計 (④+⑤) ⑥	1,950,000	1,950,000			
合 計 (③+⑥) ⑦		2,450,000	2,450,000			

(注) 1 各人の⑦欄の金額を第1表のその人の「債務及び葬式費用の金額③」欄に転記します。

2 ③、⑥及び⑦欄の金額を第15表の③③、③④及び③⑤欄にそれぞれ転記します。

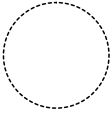
[illegible]

(資4-20-16-3-A4統一)

相続財産の種類別価額表（続）（この表は、第11表の付表1から第14表までの記載に基づいて記入します。）

(単位は円)			被相続人		吉祥寺 一郎																		
種類	細目	番号	(氏名) 吉祥寺 太郎										(氏名) 井の頭 愛子										
※	整理番号																						
土地 (土地の上に存する権利を含みます。)	田	①																					
	畑	②																					
	宅地	③	2 2 5 0 0 0 0 0																				
	山林	④																					
	その他の土地	⑤																					
	計	⑥	2 2 5 0 0 0 0 0																				
	③のうち配偶者居住権に基づく敷地利用権	⑦																					
⑥のうち特例農地等	通常価額	⑧																					
	農業投資価格による価額	⑨																					
家屋等		⑩																					
	⑩のうち配偶者居住権	⑪																					
事業(農業)用財産	機械、器具、農耕具、その他の減価償却資産	⑫																					
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	⑬																					
	売掛金	⑭																					
	その他の財産	⑮																					
	計	⑯																					
有価証券	特定同族会社の株式及び出資	⑰																					
	配当還元方式によったもの	⑱																					
	その他の方式によったもの	⑲																					
公債及び社債	⑰及び⑱以外の株式及び出資	⑲																					
	公債及び社債	⑳																					
	証券投資信託、貸付信託の受益証券	㉑																					
計	㉒																						
現金、預貯金等		㉓	1 0 0 0 0 0 0 0										1 0 0 0 0 0 0 0										
家庭用財産		㉔																					
その他の財産	生命保険金等	㉕																					
	退職手当金等	㉖																					
	立木	㉗																					
	その他	㉘																					
	計	㉙																					
合計	(⑥ + ⑩ + ⑬ + ⑲ + ㉓ + ㉔ + ㉙)	㉚	3 2 5 0 0 0 0 0										1 0 0 0 0 0 0 0										
相続時精算課税適用財産の価額			㉛																				
不動産等の価額(⑥ + ⑩ + ⑬ + ⑲ + ㉗ + ㉘)			㉜	2 2 5 0 0 0 0 0																			
債務等	債権	㉝																					
	葬式費用	㉞																					
	合計(㉝ + ㉞)	㉟																					
差引純資産価額(㉚ + ㉛ - ㉟)(赤字のときは0)			㊱	3 2 5 0 0 0 0 0										1 0 0 0 0 0 0 0									
純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額			㊲																				
課税価格(㊱ + ㊲)(1,000円未満切捨て)			㊳	3 2 5 0 0 0 0 0										1 0 0 0 0 0 0 0									

第15表（続）（令和6年1月分以降用）

被相続人氏名	吉祥寺 一郎	相続開始年月日	令和 6 年 3 月 28 日
住 所	(〒 -)		
氏 名			
整 理 番 号		利用者識別番号	
受 付 日 時	年 月 日 : :	受 付 番 号	
税務署受付印 		税 理 士 等 氏 名 ・ 名 称 電 話 番 号	税理士法人アンサーズ会計事務所 楠 壽太 0422 (24) 7013

武蔵野 税務署長

相続税の申告書等送信票（兼送付書）

送 信 (送 付) 書 類 名			提出区分		
			電子	イメージ	郵送等
申 告 書 等	申告書(相続税)	第 1 表・第 1 表(続)	☒		☐
		第 1 表の付表 2	☐		☐
		第 2 表	☒		☐
		第 4 表	☐		☐
		第 4 表の付表	☐		☐
		第 4 表の 2	☐		☐
		第 5 表	☒		☐
		第 5 表の付表	☐		☐
		第 6 表	☐		☐
		第 7 表	☐		☐
		第 8 表	☐		☐
		第 8 の 8 表	☐		☐
		第 9 表	☒		☐
		第10表	☐		☐
		第11表	☒		☐
		第11の 2 表	☐		☐
		第11・11の 2 表の付表 1・第11・11の 2 表の付表 1 (続)	☒		☐
		第11・11の 2 表の付表 1 (別表 1)	☐		☐
		第11・11の 2 表の付表 1 (別表 1 の 2)	☐		☐
		第13表	☒		☐
		第14表	☐		☐
		第15表・第15表(続)	☒		☐
添 付 書 類 等	共通書類	被相続人の全ての相続人を明らかにする戸籍の謄本又は図形式の法定相続情報一覧図の写し		☐	☐
	相続時精算課税適用関係書類	相続時精算課税の適用に関する書類等		☐	☐
	配偶者の税額軽減関係書類	配偶者の税額軽減に関する書類等		☐	☐
	小規模宅地等の特例関係書類	小規模宅地等の特例に関する書類等		☐	☐
そ の 他	申告書(相続税)	第11表の付表1	☒	☐	☐
	申告書(相続税)	第11表の付表2	☒	☐	☐
	申告書(相続税)	第11表の付表3	☒	☐	☐
	申告書(相続税)	第11表の付表4	☒	☐	☐
特 記 事 項					

1 「提出区分」欄
(1) 電子手続により提出する書類については、「電子」欄にレ印を付けてください。
(2) イメージデータ (PDF形式) により提出する書類については、「イメージ」欄にレ印を付けてください。
(3) 別途郵便若しくは信書便等により提出する書類については、「郵送等」欄にレ印を付けてください。

2 「その他」欄
例示していない書類及び申請・届出書を提出する場合には、「その他」欄に書類名を入力し、提出区分に応じて「電子」、「イメージ」又は「郵送等」欄にレ印を付けてください。
なお、「オンライン登記情報提供制度」を利用する場合には、その旨を明示し、照会番号（発行日の翌日から3か月以内のものに限ります。）及び発行年月日がわかるように入力してください（入力例：オンライン登記情報提供制度利用 照会番号「1234567890」 発行年月日「令和〇〇年〇〇月〇〇日」）。

相続税の申告書等送信票（兼送付書）（次葉）

[illegible]

「その他」欄

例示していない書類及び申請・届出書を提出する場合には、「その他」欄に書類名を入力し、提出区分に応じて「電子」、「イメージ」又は「郵送等」欄にレ印を付けてください。

なお、「オンライン登記情報提供制度」を利用する場合には、その旨を明示し、照会番号（発行日の翌日から3か月以内のものに限ります。）及び発行年月日がわかるように入力してください（入力例：オンライン登記情報提供制度利用 照会番号「1234567890」 発行年月日「令和〇〇年〇〇月〇〇日」）。